

奈良県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
檀神ウエストゲート薬局	檀原市久米町五六九番地 ヒロタウエストゲート神宮前一階一〇二号	平成二十六年二月一日
藤井歯科	宇陀市榛原萩原二五九五	平成二十六年一月六日
ますだ診療所	葛城市八川一一三番地一	平成二十六年二月一日
谷山耳鼻咽喉科クリニック	香芝市旭ヶ丘五丁目三六一一四	平成二十六年二月二十二日
神宮前こころのクリニック	檀原市久米町五六九番地 ヒロタウエストゲート神宮前一階A号室	平成二十六年二月一日
神宝医院	御所市御門町六三〇一五	平成二十六年一月一日
サン薬局天理本通店	天理市川原城町六九八 天理駅前第二ビル一〇一	平成二十六年二月一日

香芝KNデンタルクリニック

香芝市上中一三二一

平成二十六年一
月十四日